

令和6年11月15日
横浜税関 業務部

関係各位

12月7日(土)及び12月8日(日)における特別通関業務について

よこはま新港合同庁舎の停電作業に伴い、12月7日(土)及び12月8日(日)（各日午前8時30分～午後5時00分）における特別通関業務については、下記のとおり、本関1階の仮事務所において行いますので、ご留意ください。

記

1. 場所等

- ・ 本関1階の「業務部 評価部門」を上記期間中の特別通関業務の仮事務所として使用します。
- ・ 庁舎入口は、以下の案内図を参照ください（正面玄関はご利用できません。）。
- ・ 庁舎入口から入って正面が、仮事務所になります。

2. 入庁・退出時の手続き

【入庁時】 庁舎入口の警備員に社名・入庁目的を伝え、社員証・通関士証票等の身分証を提示後、来庁者台帳に必要事項（氏名・会社名等）を記入してください。台帳記入後は、警備員から入庁証（バッジ）を受け取り、胸ポケット部分に付けて入庁してください。

【退出時】 入庁証を警備員に返却し、退出してください。

3. 連絡先

仮事務所設置期間の連絡先：045-212-6134
上記期間以外の連絡先：045-212-6115

4. 留意点

- ・ NACCSを利用した輸出入申告等については、通常どおりのあて先官署・部門コードとなります。
- ・ 貨物確認を実施する場合には、仮事務所まで貨物を持ち込んでいただくこととなります。ただし、重量物など、仮事務所への持込みに支障がある場合には、個別に調整させていただきます。

特別通関部門仮事務所へのアクセス

